

事業事前評価表

国際協力機構

農村開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム

1. 案件名

国名：南スーダン国

案件名：(和名) CAMP/IDMP 実施能力強化プロジェクト

(英名) Project for Capacity Development for the CAMP/IDMP Implementation

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における農業セクターの開発実績の現状・課題及び本事業の位置付け

南スーダンは 2013 年末の衝突発生後、和平交渉が低迷しており、世界の中でも最もガバナンスが脆弱な国の 1 つである。農村部を中心に人口の大半が自家消費を目的とした農耕や牧畜に従事し、多くの人々が人道支援に依存していると共に、2016 年 7 月に再発した衝突後はさらに国の状況が悪化し、国内外で多くの難民が発生している状況である。また、国家歳入の約 8 割を石油に依存するが、石油生産の不安定さや石油価格の下落等もあり、慢性的な財政赤字を抱え、代替産業の育成が必要とされている。一方、南スーダンは豊富な降雨量と肥沃な土壌、広大な土地、湿地帯やナイル等の河川を有し、農業セクター全体の潜在性の高さが注視されており、将来的には農業が石油の代替産業として経済を牽引することが期待される。

南スーダン政府は同セクター開発を通じ、食料不足の克服、農村部の人々の生計向上を図り、ひいては農業の産業化を目指すべく、JICA の技術支援を受け、2015 年 5 月に「包括的農業マスタープラン (Comprehensive Agricultural Development Master Plan (CAMP))」、2015 年 12 月に「灌漑開発マスタープラン (Irrigation Development Master Plan (IDMP))」を完成させた。2015 年 8 月には、政府は CAMP・IDMP 実施促進のために政府内外の関係者への働きかけと調整を図る組織「CAMP/IDMP 実施調整タスクチーム (CAMP/IDMP Implementation Coordination Task Team (ICTT))」を設立した。2017 年 3 月に CAMP は国会で承認を受け、また IDMP も 2017 年より国会にて審議がされており、承認がされる見通し¹である。南スーダン政府は CAMP と IDMP を国家文書として 2040 年までの南スーダンの農業開発の方向性を示す指針としており、2018 年 7 月から 2021 年 6 月を対象とした新国家開発戦略 (South Sudan National Development Strategy) の天然資源セクターにも CAMP の実施を優先活動の 1 つとして位置付けている。

CAMP/IDMP の実施を円滑に行うには、同チームと CAMP/IDMP 実施省庁 (以下、関係省庁) の組織制度、人事、財務面において課題があり、同チームと関係省庁の能力強化が必要である。特に緊急に能力強化が求められる領域は、①中期的な事業の計画・実

¹ 2018 年 10 月時点

施（資源動員・援助調整を含む）、②年次ベースの事業の計画・実施管理、③関係省庁と農業関連法に関する法的枠組み開発、である。これらの活動の実施にあたり、実際の農村部での活動を通じ、農村部の人々のニーズにこたえる行政機能の構築が必要である。このような状況から南スーダン政府は喫緊のニーズに対応すべく日本政府に技術協力を要請した。

（２）農業セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

我が国は対南スーダン協力の重点プログラムの 1 つとして「農業開発・食料安全保障プログラム」を掲げており、農業生産や食料安全保障の状況改善のため包括的農業開発マスタープランの実施を支援する本事業は同プログラムに位置づけられるものである。過去の JICA 支援実績としては、2 つのマスタープラン（CAMP 及び IDMP）の策定を支援する開発計画調査型技術協力「包括的農業開発マスタープラン策定支援プロジェクト」（2012 年～2017 年）及び「灌漑開発マスタープラン策定支援プロジェクト」（2012 年～2015 年）を通じてカウンターパートである農業・食料安全保障省、畜水産省、環境・森林省、水資源・灌漑省の能力強化を図った。CAMP の策定を支援するプロジェクトでは、プロジェクト期間を約 1 年半延長し、CAMP 策定後の実施メカニズムが機能するかどうかの検証を行なった。これら検証結果と教訓を本事業へ活用すると共に、過去の協力を通じて培ったカウンターパートの主体的な取り組みを本事業の実施を通じ引き続き支援することで、更なる行政能力強化を図る。さらに、本事業では、サブ・プロジェクト²としてコミュニティレベルでの農業開発事業の試行を組み込むことで、コミュニティへの裨益を図ると同時に公共事業の立案から実施に関する具体的なノウハウの確立も目指している。

SDGs 達成に向けた本事業の貢献については、ゴール 2（食料安全保障、持続可能な農業の促進）、ゴール 16（持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進）及びゴール 17（実施手段の強化と持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップの活性化）が該当する。

（３）他の援助機関の対応

南スーダンの農業セクターを支援する主要ドナーは、カナダ国際開発庁（Canadian International Development Agency（CIDA））、欧州連合（European Union（EU））、国際連合食糧農業機関（Food and Agriculture Organization（FAO））、世界銀行、国際農業開発基金（International Fund for Agricultural Development（IFAD））、ドイツ国際協力公社（Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit（GIZ））、米国国際開発庁（United States Agency for International Development（USAID））、オランダ政府、英国

² パイロット事業。南スーダン側と確認した PDM 案に掲載の英語表記に合わせて「サブ・プロジェクト」と記載。

国際開発省（Department for International Development（DFID））などである。2013年12月と2016年7月の衝突発生以降、多くのドナーは開発協力から人道支援に移行しており、JICAは農業セクターにおいてリードドナーである。今後、和平プロセスの進展により農業セクターへの支援再開が見込まれるため、それらの支援とCAMP実施メカニズムとの調整機能の強化が求められている。

3. 事業概要

(1) 事業目的（協力プログラムにおける位置づけを含む）

本事業は、南スーダンにおいて、JICAが策定を支援した2つのマスタープラン（CAMP及びIDMP）の実施に向け、その前提となる資源動員及び中期・年間計画の実施枠組みの強化、法的枠組みの改善を含む手続規則の整備を行うことにより、関係省庁のCAMP/IDMP実施能力の強化を図り、その過程で農村部において事業を実施し、その教訓を反映することで、南スーダンにおける農業生産性の向上に資する関係省庁職員の行政サービス提供能力の強化に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名：ジュバ市/南スーダン全土

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）：

直接受益者：実施機関4省政府職員、サブ・プロジェクト実施対象コミュニティ
最終受益者：南スーダン国民

(4) 総事業費（日本側）：約4.97億円（最新計画額）

(5) 事業実施期間：2017年8月～2021年12月を予定（計53カ月）

(6) 事業実施体制

本事業の実施機関は農業・食料安全保障省（MAFS）を中心に、畜水産省（MLF）、環境・森林省（MEF）、水資源・灌漑省（MWRI）の4省となる。

CAMP/IDMP実施メカニズムならびに体制に従い、技術委員会、省庁間運営委員会が監督機関となり、中央レベルでは4省が協力して設置したCAMP/IDMP実施調整タスクチーム（CAMP/IDMP ICTT）及び4省内の事業計画実施関係部署が直接のカウンターパートとなる。なお、全国の州、郡レベルにも同様に実施調整体制が順次設置されていく計画である。

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

- ① 専門家：総括、行財政管理、援助調整、事業モニタリング・評価、法整備支援、平和構築/紛争予防、苗畑施設施工管理、農業/畜産開発、広報/業務調整（合計78MM程度）
- ② 研修員受け入れ（本邦研修及び第三国研修）：公共財政管理、公共事業管理、法整備等

③機材供与：コンピューター等

2) 南スーダン国側

①カウンターパート（C/P）配置：(6)に記載のプロジェクト担当者を配置

②案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

(8) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

2015年度より課題別研修のフォローアップとして市場志向型農業振興（SHEP）アプローチの普及支援を実施している。今後当事業において実施予定のサブ・プロジェクト（苗畑整備を予定）においてSHEPアプローチの活用を通じた連携を予定している。

2) 他援助機関等の援助活動

慢性的な食糧不足および治安状況の悪化を背景に、南スーダン向けODAの約8割を占める二国間援助は人道支援に集中³していたが、昨今の治安状況の改善を受けて開発事業の形成が進行中。本事業におけるサブ・プロジェクト実施と並行して、外部資金（他の援助機関リソース）を活用したCAMP、IDMP提案事業の実施・試行を追求し、そのための実施機関が行う調整業務についても本事業で支援する。

(9) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項

貧困対策・貧困配慮について、南スーダンの貧困率は2009年の家計調査を基に2012年に中央統計局がまとめたデータが存在するのみであることから、対象地域の貧困状況は業務の進捗に応じて確認し、事業実施にあたり配慮する。

さらに、政情が不安定であることから政治状況に留意するとともに、帰還民や国内避難民等の存在による土地の権利関係に注意を払う。あわせて、業務の進捗に応じて牧畜民、農耕民・牧畜民間の関係改善に向けた具体的な取り組みを本事業の活動に組み入れられるかどうか検討する。

3) ジェンダー分類：【ジェンダー案件】GI(S) ジェンダー活動統合案件

女性のエンパワーメントに資する具体的な取り組みについては、2017年に実施されたJICA「南スーダン国ジェンダー情報収集・確認調査」の結果を基に業務の

³ 2015-2016 平均（OECD）

進捗に応じて本事業の活動に反映するよう検討する。

(10) その他特記事項

特になし

4. 協力の枠組み

(1) 協力概要

1) 上位目標

農業生産性向上に資する関係省庁職員の行政サービス提供能力が強化される。

指標及び目標値：

指標 1. 設置法案により CAMP/IDMP 実施機関の役割と責任が規定される。

指標 2. 設置法案に基づき、CAMP/IDMP 実施機関の職員の通常業務として、資源動員、プロジェクト形成、プロジェクト実施、モニタリング・評価が実施される。

2) プロジェクト目標

CAMP/IDMP 実施機関において関係省庁職員の CAMP/IDMP 実施能力が強化される。

指標及び目標値：

指標 1. CAMP/IDMP 実施省庁の設置法案の中で、資源動員、プロジェクト形成、プロジェクト実施、モニタリング・評価を行なうための、開発パートナーとのコミュニケーション、CAMP/IDMP 実施機関内外での情報共有やコンサルティング、意思決定の手順が規定される。

指標 2. 設置法案が CAMP/IDMP 実施省庁の職員に理解され、選択したプロジェクトの形成と実施に活用される。

3) 成果

成果 1. CAMP/IDMP 実施に必要な資源動員のための中期計画の実施枠組みが強化される。

成果 2. CAMP/IDMP の効果的な実施に向けた年間計画の実施枠組みが強化される。

成果 3. CAMP/IDMP 実施促進のための法的枠組みが改善する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件：治安の悪化等により和平プロセスの進展が阻害されない。

(2) 外部条件（リスクコントロール）：暫定政権下において整備に着手する事業実施環境（法令等）が新政権樹立以降に変更されない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

外務省委託による平成 13 年度援助実施体制評価（タンザニア）では、援助調整会合の支援を実施し、農業セクター開発戦略の策定、農業セクター開発プログラムの枠組み策定等に係る一連のプロセスを支援したタンザニア国「地方開発セクタープログラム策定支援調査」が、援助協調の環境下において開発計画の策定・実施で主導権を持って協力を行った好事例として評価されている。

本事業は、JICA が策定を支援した CAMP/IDMP の実施能力の強化を図るものであるが、CAMP/IDMP が南スーダン政府の国家文書となったことにより、CAMP/IDMP が網羅する農業セクターを支援する他援助機関も CAMP/IDMP に沿った協力の実施が求められている。タンザニアのアプローチを参考とし、CAMP/IDMP 実施機関が主導権を持ち CAMP/IDMP 実施に向けて他援助機関の支援と CAMP/IDMP 実施メカニズムとの同調が図られるよう留意する。

7. 評価結果

本事業は、南スーダン国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力量針に合致し、CAMP/IDMP の推進を通じて農業生産性の向上に資する関係省庁職員の行政サービス提供能力の強化に寄与するものであり、SDGs ゴール 2（食料安全保障、持続可能な農業の促進）、ゴール 16（持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進）及びゴール 17（実施手段の強化と持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップの活性化）に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業開始 3 カ月以内	ベースライン調査
事業完了 3 年後	事後評価